

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令 167 条の 6 第 1 項（昭和 22 年政令第 16 号）及び福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号）第 27 条の規定により公告します。また、当該案件は開札及び落札候補者決定後に候補者について資格の有無を審査する事後審査方式とします。

2026 年（令和 8 年）6 月 3 日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務名

（新）リサイクル工場整備基本計画策定等業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務履行期間

契約日から 2028 年（令和 10 年）3 月 31 日まで

4 入札参加資格要件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 代表者又は役員等が、福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。
- (7) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (8) 2025 年度（令和 7 年度）・2026 年度（令和 8 年度）福山市入札参加資格（測量、建設コンサルタント等業務）を有する者であること。
- (9) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）による建設コンサルタント（廃棄物部門）に登録された者であること。
- (10) 2016 年度（平成 28 年度）以降、地方公共団体に対し、マテリアルリサイクル推進施設に係る施設整備基本計画策定を行う業務の契約完了実績があること。

- (11) 2016年度（平成28年度）以降、地方公共団体に対し、廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査を行う業務の契約完了実績があること。

5 入札の手続等

(1) 開札までの日程

入札公告	2026年（令和8年）6月3日（水）
入札書受付期間	2026年（令和8年）6月3日（水）から 同年6月15日（月）17時まで
質問書提出期限期間	2026年（令和8年）6月8日（月）17時まで
質問書に対する 回答期限及び方法	2026年（令和8年）6月10日（水）まで 福山市ホームページ（担当課ページ）に掲載
開札日時及び場所	2026年（令和8年）6月16日（火）9時 福山市役所本庁舎8階北側多目的室1（福山市東桜町3番5号）

(2) 担当課（入札書・質問書提出先）

福山市経済環境局環境部環境総務課

広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1071

E-mail：kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

担当課ページ：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kankyosomu/>

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出すること（受付期間内に必着）。

なお、入札書提出方法の詳細については、必ず「入札書等提出の手引」を確認すること。

(4) 資格要件確認書類の提出方法

担当課から落札候補者に資格要件確認書類の様式をメールするので、落札候補者は、開札日の翌日（市の休日を除く）の17時までに次の書類を担当課に提出すること。なお、資格審査の結果、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、その者に必要な手続きを別途案内する。

資格要件確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件確認書類提出書 ・ 誓約書 ・ 業務実績報告書 <p>※「委任状」及び「使用印鑑届」は、必要とする場合のみ提出すること。</p>
----------	--

6 その他

- (1) 福山市が定める「入札条件」及び「入札書等提出の手引」に従うこと。
- (2) 入札保証金、入札違約金、無効入札その他必要な事項については、福山市ホームページ（担当課ページ）に掲載する「入札条件」及び「入札書等提出の手引」に定めるものとする。
- (3) この業務の最低制限価格の算出にあたっては、福山市測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領第3条に定める土木関係建設コンサルタント業務及び測量業

務の算定方法を準用する。なお、算定式は次のとおりとし、合計した価格を最低制限価格とする。

<生活環境影響調査業務（調査業務）>

直接人件費＋直接経費＋分析費＋諸経費×50%

<上記以外の業務>

直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×50%